

播磨町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会等設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）に関し必要な事項を検討するため、播磨町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定及び改定についての検討に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 町職員及び関係行政機関の職員
- (4) 商工業等関係団体の代表者又はその指名する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定及び改定の完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長がその議長になる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、委員長は、決定事項を書面により委員へ報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(調整会議)

第8条 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定及び改定に係る庁内の総合調整を図るため、播磨町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 調整会議の責任者は、都市計画課長をもって充てる。

4 調整会議の責任者は、必要に応じて構成員以外の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

5 第2項に規定する者がやむを得ない事由により出席できないときは、その者の指名した者が代理出席することができる。

6 構成員の任期は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定及び改定の完了までとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会及び調整会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び調整会議の運営に関して必要な事項は、委員長及び都市計画課長が会議又は調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(播磨町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の廃止)

3 播磨町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（平成22年要綱第36号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

企画課長、危機管理課長、総務課長、協働推進課長、産業環境課長、保険課長、健康福祉課長、こども課長、都市計画課長、営繕課長、土木課長、上下水道課長、教育総務課長、地域学校教育課長
--